

安曇野市道路等境界確認事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安曇野市が管理する道路・河川等の用地に係る境界確認事務の取扱いに関し必要な事項を定め、もって道路・河川等の適正な管理に資することを目的とする。

(境界確認事務の対象)

第2条 この要綱の対象となる境界確認事務は、次に掲げるものとする。

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により市長が認定した道路の用に供されている市が所有する土地(以下「市有地」という。)と隣接する土地との境界確認

(2) 河川法(昭和39年法律第167号)第100条第1項の規定により市長が指定した準用河川の用に供されている市有地と隣接する土地との境界確認

(3) 安曇野市法定外公共物管理条例(平成17年10月1日条例第197号)第2条に定める公共物の用に供されている市有地と隣接する土地との境界確認

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める市有地と隣接する土地との境界確認

(申請者の範囲)

第3条 境界確認の申請は、市有地に隣接する土地の所有者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、開発行為に伴う申請の場合には、当該開発行為の施行者が、所有者の委任を受け申請することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、公共事業施行のための申請の場合には、施行主体の官公署が申請することができる。

(境界確認申請)

第4条 境界確認の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、境界確認立会申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認める書類については、添付を省略することができる。

(1) 位置図 縮尺1,000分の1から2,500分の1程度の地図に申請地を示したもの

(2) 公図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条の規定による地図及びこれに準ずる図面をいう。以下同じ。)の写し 申請地、申請地と市有地の双方に隣接する土地(以下「隣接地」という。)及び確認しようとする境界を挟んだ申請地の反対側の土地(以下「対側地」という。)のもので申請日前1か月以内に発行されたもの

(3) 登記事項証明書 申請地、隣接地及び対側地のもので申請日前 1 か月以内に発行されたもの。ただし、申請地以外のものにあつては、申請日前 1 か月以内に発行された登記事項要約書等をもってこれに代えることができる。

(4) 地積測量図(不動産登記令(平成 16 年政令第 379 号)第 2 条第 3 号に規定する図面をいう。以下同じ。) 申請地、隣接地及び対側地のもの

(5) 委任状または法定代理人であることを証する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事務代行者の選任)

第 5 条 申請者が前条に規定する申請をしようとするときは、立会に伴う分筆等に対応するため、原則として土地家屋調査士法(昭和 25 年法律第 228 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく登録を受けた者を、事務代行者として選任するものとする。

(費用の負担)

第 6 条 境界確認に要する費用は、申請者の負担とする。

(事前調査)

第 7 条 市長は、申請書が提出されたときは、申請書及び添付書類を審査し、申請地、隣接地及び対側地について、市が保有する過去の境界確認に係る記録を調査するものとする。

2 市長は、境界確認の実施に必要な範囲に限り、事務代行者に前項の記録を提供することができる。

(立会日)

第 8 条 市長は、事務代行者と協議し、境界立会の立会日を決定するものとする。

2 立会日は、協議の日から 2 か月以内の日とする。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、3 か月以内の日とすることができる。

(境界立会)

第 9 条 境界立会は、立会日に申請者及び事務代行者、関係地権者が出席し、申請地において行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、隣接地又は対側地に係る関係地権者の出席を省略することができる。

(1) 法務局備付の地積測量図又は第 14 条に規定する境界確定図(以下「地積測量図等」という。)が存在し、当該地積測量図等に表示された位置に境界標等が存在することが現地において確認できるとき。

(2) 筆界特定制度又は裁判所の判決により境界が確定しているとき。

(3) 申請地と対側地の間の市有地の現況幅員が 4 メートル以上あり、地積測量図等
に示された当該市有地の幅員が現地において十分確保されていると確認できる場合
で、将来の対側地の境界確定に支障が生じないと認められるとき。

(4) 対側地の所有者の所在が不明である等の特別な理由があると認められるとき。

(境界の合意)

第 10 条 申請地と市有地との境界について、境界立会により申請者及び関係地権者
全員から同意が得られた場合には、境界の合意が成立したものとする。

2 市長は、隣接地の所有者からの同意が得られない場合で、申請地と当該隣接地と
の境界に接しない地点までの境界を確定する必要があると認める場合には、境界線の
線形の整合性が将来にわたり確保され、隣接地の所有者に明らかな不利が生じないと
認められる地点まで境界の合意をすることができる。

(境界の確定)

第 11 条 事務代行者は、境界立会により境界の合意が成立した場合には、次に掲げ
る書類を市長に提出しなければならない。

(1) 前条の境界の合意に基づき作成した地積測量図又はこれと同等と認められる図
面及び境界標の写真

(2) 関係地権者の同意を得たことを示す書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(境界立会結果の保管)

第 12 条 市長は、境界立会を行った場合には、申請地、立会日、立会経過、立会結
果等を記載して境界確認立会申請書を文書処理し、関係書類とともに保管しなければ
ならない。

(申請の取下げ)

第 13 条 申請者及び事務代行者は、境界立会の実施前にあつては、境界確認申請を
取下げる旨を申し出ることができる。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、境界立会担当課と協
議すること。

附則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

境界確認立会申請書

令和 年 月 日

(宛先)安曇野市長

申請人 住所
氏 名 印
連絡先 Tel

土地家屋
調査士等 住所
氏 名 印
連絡先 Tel

下記の土地に隣接する安曇野市公共物との境界について、確認していただきたく関係書類を添付して申請します。

記

- 1 土地の表示 安曇野市 (地目：)
- 2 地籍図番号 _____※必ず記入（例 A²23-1）
- 3 立会日時 令和 年 月 日（ 曜日） ☐午前 10 時・☐午後 2 時
（☐安曇野建設事務所同時 ☐市のみ ☐土地改良区同時
☐その他 ）
- 4 隣接公共物 ☐道路（安曇野市道 号線） ☐認定外道路
☐県道（ 線） ☐国道（ 号）
☐河川（☐準用河川 川 ☐普通河川）
- 5 立会目的
☐私有地確認 ☐分筆 ☐地積更正☐地図訂正 ☐その他（ ）

※いずれかに✓印をしてください。

- 6 添付書類
- (1) 案内図（位置図）
 - (2) 公図写（法務局備え付けのもの）
 - (3) 土地所有者一覧表
 - (4) 申請地及び官地に隣接する土地の地積測量図
 - (5) 代理人の委任状（実印で押印）※申請者が立会いできない場合
 - (6) その他関係書類

※立会い終了後、実測図及び画像情報、立会証明書写しを速やかに維持管理課へ提出。

市・立会い職員印